車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けた取組について

福祉のまちづくり条例では、駐車場台数に応じて車いす使用者用駐車施設の設置が義務付けられていますが、「車いす使用者の方が利用したいのに停められない」、「他の障害やけがをされて歩行が困難な方にとって、車いす使用者用駐車施設そのものが使用しづらい」ことなどの御意見が寄せられています。

これまでも「思いやりパーキングマナー」として、車いす使用者用駐車施設の適正な利用を働きかけているところですが、頂いた御意見を踏まえ、車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けた取組を次のとおり行っています。

1 ダッシュボード掲示物の見直し

思いやりパーキングマナーへの取組の一環として、車いす使用者をはじめ車いす使用者用駐車施設を利用する方が運転、同乗していることを示すダッシュボード掲示物を作成し、ホームページで公開しています。運用上、車いす使用者だけでなく、歩行に支障のある内部障害者や高齢者等が使用できることになっていますが、使用しづらいとの声が寄せられていることから、ダッシュボード掲示物の表記内容を見直し、ホームページを更新しました。

(1) 掲示物について

<従来のデザイン>



<見直し後>





(2) 各障害者団体から出されたご意見

掲示物の見直しに際し、各障害者団体(横浜市身体障害者団体連合会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟)にお知らせし、以下の通りご意見をいただきました。

(主な意見)

- ・車いす使用者用駐車施設そのものの数を増やして欲しい。
- ・国のガイドラインで示された<u>ダブルスペース方式(※)</u>を含めたパーキングパーミット制度の導入を早急に検討して欲しい。
- ・マーク、文字は大きく掲示して欲しい。
- ・市外に出かけた時にも使用できるようにして欲しい。
- (※)ダブルスペース方式…車いす使用者用駐車施設だけでなく、優先駐車区画(★) も併せて 提供し、移動に配慮は必要な者に対する駐車区画を複数種類で運用する 取組方式
- (★)優先駐車区画…車いす使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の 出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移 動に配慮が必要な者向けの駐車区画

2 車いす使用者用駐車施設等調査について

車いす使用者用駐車施設等の現状や拡大に向けた施設管理者の課題などについて調査 を実施します。

(1)調查対象

市内公共施設、市内の民間商業施設(大規模小売店舗、スーパーマーケット、 ドラッグストア等)、病院など

- (2) 主な調査内容
 - ア 駐車台数 (利用者全体、うち車いす使用者用駐車区画数、優先駐車区画数)
 - イ 車いす使用者用駐車区画などの適正利用や増設への協力について
 - ウ 車いす使用者用駐車区画の運用で工夫していること、課題
 - エ 事業者を対象としたヒアリング

3 今後の施策の検討(車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けて)

掲示物の変更などの車いす使用者用駐車施設の適正利用を広報よこはまや Twitter などにより市民の皆様にお知らせします。

また、令和5年3月に「車いす使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」が国土交通省から示され、パーキングパーミット制度や様々な駐車区画の確保について 言及していますので、先の調査結果や県をはじめとした周辺自治体との動きを注視しつ つ、検討を進めてまいります。